

国立大学法人奈良教育大学就職支援室要項

平成16年4月1日  
制 定

改正 平成17年2月24日規則第13号  
改正 平成17年4月21日規則第39号  
改正 平成18年3月16日規則第24号  
改正 平成21年5月1日規則第34号  
改正 平成21年9月16日規則第53号  
改正 平成24年1月20日規則第2号  
改正 平成24年3月22日規則第22号  
改正 平成27年9月16日規則第41号

(設置)

第1条 国立大学法人奈良教育大学学則(平成16年奈良教育大学規則第1号)第12条第3項の規定に基づき、国立大学法人奈良教育大学就職支援室(以下「就職支援室」という。)を置く。

(任務)

第2条 就職支援室は、就職等に関する学生ニーズを的確に把握し、迅速かつ機動的な対応による学生へのサポートを実施するため、次の各号に掲げる事項に関し、企画、立案及び執行を行う。

- 一 就職ガイダンス・セミナー等に関すること。
- 二 企業開拓(企業訪問)に関すること。
- 三 就職のための資格取得等の支援に関すること。
- 四 キャリア教育の実施に関すること。
- 五 教育委員会等との連携に関すること。
- 六 進路・就職相談に関すること。
- 七 インターンシップ、ボランティアに関すること。
- 八 求人情報、会社情報の一元管理・分析と就職支援用HPに関すること。
- 九 その他就職支援に関すること。

(組織)

第3条 就職支援室は、次の各号に掲げる室員をもって組織する。

- 一 理事(教育担当)
- 二 学長補佐(就職担当)
- 三 学生支援課長
- 四 係長(就職担当)
- 五 学長が指名する教員 6人
- 六 室長が指名する教職員 若干名

2 前項第五号及び第六号の室員は、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第五号及び第六号に掲げる室員の任期は、室長の任期の範囲内における2年以

内とし、再任を妨げない。ただし、室員に欠員が生じた場合に補充された室員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第六号に掲げる室員の任期は、室長が定める。

(兼任の禁止)

第4条の2 第3条第1項第五号に掲げる室員は、自己評価委員会、財務委員会、施設整備委員会、学術研究推進委員会、人事委員会、教務委員会、教育実習委員会及び学生委員会の「教授会において選出された者」として選出される委員を兼ねることはできない。

(室長)

第5条 就職支援室に室長を置き、理事(教育担当)をもって充てる。

2 室長は、就職支援室の業務を総括する。

(副室長)

第6条 就職支援室に副室長を置き、学長補佐(就職担当)をもって充てる。

2 副室長は、室長を補佐し、就職支援室の業務を処理する。

(室員会議)

第7条 室員会議は、副室長が議長となり、運営を行う。

(専門部会)

第8条 室員会議は、必要に応じて、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関して、必要な事項は、別に定める。

(ワーキンググループ)

第9条 室員会議は、設置期間限定のワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループに関して必要な事項は、別に定める。

(室員以外の者の出席)

第10条 室員会議は、必要に応じて、室員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第11条 就職支援室で決定した重要な事項は、学長に報告する。

(教員の負担軽減)

第12条 室員である教員に対しては、学長が必要と認めた場合、負担軽減の措置を行う。

(事務の処理)

第13条 就職支援室に関する事務は、学生支援課において処理する。

(雑則)

第14条 この要項に定めるもののほか、就職支援室の運営に関し必要な事項は、室長が定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第13号)

この要項は、平成17年2月24日から施行する。

附 則(平成17年規則第39号)

この要項は、平成17年4月21日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成18年規則第24号)

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第34号）

この要項は、平成21年5月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成21年規則第53号）

この要項は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第2号）

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第22号）

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第41号）

この要項は、平成27年10月1日から施行する。